

徳島県産食材等求評会開催業務 仕様書

1 委託業務名

徳島県産食材等求評会開催業務

2 目的

食材の宝庫である「徳島の食」の特徴やその魅力を生産者等からシェフやバイヤー等の実需者に直接伝えるとともに、実需者の食材購買条件や「徳島の食」のどこに魅力を感じたかを把握し、生産者の販売力向上や県産品のブラッシュアップにつなげる。

3 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月27日まで

4 委託内容

関西で、県産食材等を実需者に直接評価してもらうための求評会を開催する。

(1) 関西における求評会開催

- ア 出展者（徳島県内の農林漁業者、食品関連事業者等）及び評価者（飲食店関連事業者、シェフ、飲食店向け卸会社、バイヤー等）を募集すること。
- イ 出展者は20から30社程度、評価者は20から40社程度参集すること。
- ウ 出展者及び出展予定者に求評会の目的や意義、内容、説明の仕方等を伝える説明会を開催すること。説明会は、対面開催と合わせて、一定期間オンラインで視聴可能にするなど、出展者及び出展予定者が特定の日時に制限されず幅広く参加出来るよう工夫すること。
- エ 求評会は、試食提供可能な会場を手配し、必要に応じて調理場や調理師を確保し調理したものが提供できるよう段取りすること。
- オ 会場の設営や参加者との連絡調整、開催するに当たって必要となる行政機関や施設管理者への連絡調整・申請等、十分な知識・経験を有する者が一切の手続きを行うこと。
- カ 求評会当日の司会進行やプログラムの作成等、必要な準備や運営を行うこと。
- キ 出展者向け及び評価者向けにアンケートを作成し、集計すること。なお、アンケートの内容は県と協議し、求評会で評価された内容は各出展者にフィードバックすること。

(2) その他

- ア 求評会での事故や食中毒等の不慮の事態に備え、必要な保険に加入すること。
- イ 求評会を契機として商談に発展することを妨げないこと。
- ウ 実施内容等は、県と十分協議しながら進めることとし、この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定すること。

5 成果物の提出

- (1) 受託者は、本業務に係る実績及び資料等の制作物一式を委託期間終了までに県へ提出すること。
- (2) 成果物の提出方法等については、県と協議し決定すること。

6 業務対象経費等

(1) 対象となる経費

- ア 人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び貸借料等の事業実施に必要な経費
- イ その他事業を実施するために必要と認められる経費

- ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること
- (2) 対象とならない経費
 - ア 機械・機器等の購入経費
 - イ 土地・建物を取得するための経費
 - ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費
 - エ その他、本業務との関連が認められない経費

7 留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、県との緊密な連携のもと迅速かつ効果的な遂行に務めること。
- (2) 受託者は、著作権などの問題が生じないように配慮すること。
- (3) 委託業務内で作成した制作物は、報告書に添付すること。